


## 飲食店抗原定性検査事業 Q&A

No.	質問	回答
1	今回の検査は有料ですか。	無料にて受検いただけます。
2	今回の検査では新型コロナウイルスへの感染について判定が可能でしょうか。	新型コロナウイルス、A型インフルエンザウイルス、B型インフルエンザウイルスへの感染について判定可能です。
3	今回の検査は必ず受けなければならないものですか。	飲食業に従事される従業員等の同意を得た上で検査キットによる検査の協力をお願いしております。 従業員等の「ご本人」が体調不良の場合だけでなく、「同居のご家族」が体調不良となった従業員等の方々にも検査キットを使用していただけますので、積極的にご活用ください。 ※同居する家族等は対象となりません。
4	個人での申込は可能ですか。	個人としてではなく、店舗単位でお申込ください。
5	検査を受ける場合、どのように申し込めばよいですか。	令和3年11月29日午前9時から令和4年9月20日午後5時まで、県が指定するURL <a href="https://kougenkensa-tokushima.jp/">https://kougenkensa-tokushima.jp/</a> からお申込ください。  ※なお、メールのご利用が出来ない場合は、電話(090-2893-0504、070-8460-5622)による申込を行うことができます。 ※持参・郵送による受付は実施いたしませんので、ご了承ください。

## 飲食店抗原定性検査事業 Q&A

No.	質 問	回 答
6	宿泊施設ですが、飲食店PCR検査を申し込むことは可能ですか。	県内宿泊施設(旅館業法第3条第1項に規定する許可を受けた施設)は当制度ではなく、「宿泊施設抗原定性検査事業」を御活用ください。
7	申込後、検体キットはいつ届きますか。	検査キット到着には申込受付から概ね3~5日程度を要します。
8	未使用の検査キットが少なくなった場合、再申込は必要でしょうか。	未使用の検査キットが5つ以下になった場合は、再申込が可能です。その際、実績報告が必要となりますので、検査キットを使用される場合には、使用日、使用者氏名、検査結果を把握するようにしてください。
9	再申込はいつでも申込できますか。	未使用の検査キットが5つ以下になった場合は再申込が可能です。
10	1回の申込で検査キットは何回配布されますか。	1回の申込で10回分の検査キットを配布します。
11	検査結果が判明するまで何日程度かかりますか。	検査から10分で検査結果が判定されます。
12	検体採取はどのような方法で行われますか。	配布された検査キット内の綿棒を用いて、鼻腔ぬぐい液を自己採取してください。 ※鼻腔ぬぐい液採取の方法等については、別添『抗原検査キット使用にあたって(「鼻腔ぬぐい液検体を採取される方へ」、「クイックナビ操作法ガイド」)』、及び厚生労働省がホームページで公開しているガイドライン等をご覧ください。
13	配達日時を指定することは可能ですか。	申込受付後、準備が整い次第、順次、検査キットをお送りする仕組みとなっていますので、ご希望日時の指定はできません。

## 飲食店抗原定性検査事業 Q&A

No.	質 問	回 答
14	使用した検査キットは返送するのでしょうか。	使用した検査キットはごみ袋に入れて、しっかりしばって封をし、ごみが袋の外面に触れた場合や袋が破れている場合は二重にごみ袋に入れる等して、廃棄してください。
15	今回の対象店舗はどういったものですか。	次の条件を満たす店舗が対象となります。 <条件> ・「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を実践する飲食店 （ガイドライン実践店ステッカー掲示が必須となります。） ・県内に所在し、現在も営業している店舗 ・「とくしまコロナお知らせシステム」への登録 県ホームページで「とくしまコロナお知らせシステム」で検索 ( <a href="https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kenko/kansensho/5038390/">https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kenko/kansensho/5038390/</a> )
16	ガイドライン実践店ステッカー申請中であるが、対象となるか。	ガイドライン実践店ステッカー掲示を必須としているため、対象となりません。ステッカー掲示後に申請してください。
17	対象となる従業員は正規社員だけですか。	飲食店に従事する方であれば雇用形態は問いません。
18	従業員の家族や店舗との取引先の従業員は対象となりますか。	対象とはなりません。
19	10回分のキットを使い切れるか分からない店舗も申込は可能ですか。	検査キットを店舗で常備していただき、速やかに検査実施できる環境を整えることを目的とした事業であるため、申込していただいて構いません。

## 飲食店抗原定性検査事業 Q&A

No.	質 問	回 答
20	同じ従業員が複数回受検することは可能ですか。	受検いただいて構いません。ただし、短期間で繰り返し症状が現れる場合には、まずは速やかに医療機関を受診していただくようお願いします。
21	1店舗あたりの申込数の上限はありますか。	申込1回あたり1箱(検査キット10回分)です。
22	陽性者が確認された場合どうなりますか。	検査にはその性質上、実際には感染しているのに結果が陰性になること(偽陰性)や、感染していないのに結果が陽性(偽陽性になること)があります。こうした前提のもと、検査で陽性が確認された場合、まず身近な「かかりつけ医」に電話相談し、速やかに受診や検査の指示を受けるようにしてください。「かかりつけ医」がなく、相談できる医療機関もない場合は、「受診・相談センター(0570-200-218)」にお電話ください。
23	検査結果が陽性だった場合、店舗はどのように対応すればよいでしょうか。	検査結果が判明した際、陽性者が店舗で勤務中の場合は、マスク着用と手洗いを徹底し、まず身近な「かかりつけ医」に電話相談し、受診や検査の指示を受けるようお伝えください。また、帰宅時にも、人との接触を減らすような対応を取るとともに、自宅待機等、特に慎重な対応を取るよう陽性者に説明してください。
24	陰性であれば特に注意することはありませんか。	検査結果が陰性の場合にも、発熱等の症状がある場合は、当日の勤務は控え、早めに医療機関を受診するようお願いします。